

公共工事における総合評価方式活用検討委員会

設立趣意書

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、施工者の技術力等により品質が左右される。そのため、発注者は、個々の工事の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や適切な監督・検査等の実施により公共工事の品質を確保する必要がある。

また、現下の我が国の厳しい財政状況を背景に、公共投資の削減が続けられてきた結果、不適格業者の参入によるいわゆるダンピング受注の発生や、不良工事の発生など、公共工事の品質確保についての懸念が高まってきた。

このような背景を踏まえ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年3月に成立、4月より施行された。本法律では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されている。

一方、直轄事業においては、平成11年度より大規模かつ難易度の高い工事を対象に、ライフサイクルコストを含めた総合的なコスト、工事目的物の性能・機能、環境の維持や交通の確保等の社会的要請事項に関する技術提案を入札者に求め、これらと価格を総合的に考慮して落札者を決定する総合評価方式を試行してきたところである。今後、公共工事の品質確保の促進を図るために、総合評価方式を活用していく必要がある。

本検討委員会は、総合評価方式について、より規模の小さな工事やより難易度の低い工事においても活用する観点から検討し、ガイドラインとしてとりまとめることにより、総合評価方式のより一層の活用促進を図ることを目的に設置するものである。